

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第3回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成25年9月12日（木）午後6時～8時
開 催 場 所	中部地区会館401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、伊東理年、奥原せつ子、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、比留間毅浩、山田行雄 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
報 告 事 項	報告事項 第2回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について
議 題	議題1 協働事業提案制度における提案事業審査要領の改正について 議題2 協働事業提案制度提案事業の一次審査について 議題3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 協働事業提案制度における提案事業審査要領の改正について 事務局案のとおりとする。 議題2 協働事業提案制度提案事業の一次審査について 全ての提案事業を第二次審査を実施する提案事業として選定する。 議題3 その他 第4回会議は10月3日（木）、第5回会議は10月7日（月）、第6回会議は10月24日（木）に開催し、開催場所については後日各委員に通知する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項 第2回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について ● 第2回武蔵村山市市民協働推進会議については内容の確認をお願いする。修正等がなければ、会議録の承認とみなしホームページ等で公開する。 議題1 協働事業提案制度における提案事業審査要領の改正について ● 今年度からプレゼンテーションにおいて、協働所管課の職員が同席することとなっている。現在の審査要領だと提案事業の受付順にプレゼンテーションを実施しなければならないので、協働所管課の職員と日程調整するのが困難であるため、「プレゼンテーションの順序は実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。」を「プレゼンテーションの順序は、原則として施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。」に改正したい。 □ よろしいか。 -異議なし- 議題2 協働事業提案制度提案事業の一次審査について ● 各委員には事前に平成25年度の提案団体の提案書等を送付し、一次審査をしていただいた。本日一次審査の結果を配布させていただいている。一次審査の結果は全ての団体において、5割以上の点数を超えているため、一次審査の選定基準を満たしているが、事業番号25-1及び25-4に関しては複数人の委員が5割を下回っている点数を付しているため、事業番号25-1及び25-4の審議を行ってみ

てもいいのではないかと考えている。

- 審査要領では5割以上の点数を得た提案団体は二次審査を実施する提案事業として選定することとなっている。ただし書きでは、5割未満の点数の場合のみに限っているので、全ての団体を二次審査を実施する事業として選定してよいと思う。また、事務局から提案のあった事業番号25-1及び25-4の2事業については二次審査に向けて各委員の意見を伺ってみてもいいと思うので、はじめに事業番号25-1から意見を伺いたい。

(事業番号25-1について)

- 協働の意義と必要性については全く理解していないと思う。また、事業スケジュールが極めてずさんである。
- 採点表にある実現性の中で1点を付した委員がいるが、どの部分がそう感じたのか聞きたい。
- 集計結果表は各委員の名前が隠されているので聞かない方がよいのではないか。
- 他の委員が気づいていない部分を知ることができるのであれば、聞きたい。
- 本会議の運営上、誰が何点付したのか確認することは好ましくない。
- 収支予算書の支出の講師報酬費を内訳どおり計算しても20万円にならない。
- 講師1人あたり2時間の報酬が2万5千円であり、講師を2人招いて4回実施すれば20万円になる。
- 市内全学校を対象にしているのにも関わらず、4回の事業実施だけでは目的達成には程遠いと思う。
- 事業費が30万円程度であるので、団体育成型でもよいのではないか。
- この事業を通して子ども達に自立や思いやりの心を持たせるとあるが、そのようなことよりも自分達のミニバスケットボールの振興を図る様なことが目的になっているのではないかと感じている。また、ミニバスケットボール教室を年4回子ども達を対象に開催するだけで子ども達の努力や思いやりの心を持たせることが出来るのか疑問である。
- ミニバスケットボール以外にもスポーツ団体が多くあるので、本事業が採択されたら他のスポーツ団体も申請することが予想される。
- この団体はミニバスケットボール団体が複数集まっている団体なのか。
- 本事業はミニバスケットボール連盟が申請している。小学校毎にチームがあり、そのチームが集まったのがこの団体である。
- 本事業の実現性の点数を1点とした委員は、事業スケジュールだけをみて審査したのではないか。全体の事業をみればそのような点数にはならないと思う。審査する委員の見方によって点数が変わってしまう。
- 平成24年度には大会等を開催しており実績はある。
- 全委員の点数を合計すると第一次審査を満たしているので、問題ない。他に確認したい事項については第二次審査で確認してもらいたい。

(事業番号25-4について)

- 事業番号25-4について各委員の意見を伺いたい。
- 手作り甲冑教室の1人当たりの参加料が1万円であるが、どれだけの人が参加するのか疑問である。
- 過去5回村山デエダラまつりで甲冑ゲーム等を行っているようだが、村山デエダラまつりでの評価どうなのか。
- 村山デエダラまつりでは甲冑をレンタルし、子ども達に甲冑を着させて遊ぶイベントを実施しており、それなりに賑わっていたと感じる。提案団体にヒアリングした際には板橋区に甲冑の作り方を学びに行っているようである。甲冑作りを通して武蔵村山市の歴史を学んでもらいたいと言っていた。
- 郷土に触れることは良いと思うが、どれだけの人が参加するのか。
- このような事業を実施する際には講師によって人がどれだけ集まるか決まってくると思うが講師が固まっていないようなので不安である。
- 活動歴は1年1カ月となっているが、村山デエダラまつりの際は団体として設立されていなかったのか。
- 村山党の会を設立したのが昨年であり、設立する前に会の有志が集まって活動していたようだ。
- 参加者15名の甲冑教室を2回実施する予定となっており、総参加者は30名になる。1人あたりの材料費が3万円弱で参加者から1万円を負担してもらい、残りの2万円は補助金を活用するとなっているが、30名に2万円の補助をすると総額60万円にもなってしまう。提案団体の年間の事業予算が5万円程度なのに甲冑の材料費だけに50万円以上の補助金を交付するのはどうなのか。また、甲冑が出来上がったら参加者にプレゼントする予定となっているがよいのか。
- 1万円の参加費を出す人がどれほどいるのかわからない。
- 村山党の会が歴史に着目したのはよいと思うが、1万円の参加費を徴収して事業をやるのは難しいのではないか。
- 今まで村山党の会のメンバーは甲冑作りを学ぶ側であり、教える経験がほとんどないのに、参加者がどれほど集まるのかが懸念される。
- 村山デエダラまつりではどれほど参加したのか。
- 事業の継続性が心配される。
- 高齢の方は興味をもつかもしいないが、若い方は興味をあまりもたないと思う。
- 歴史を学ぶことはよいことだと思う。
- 他のことについては二次審査において確認してもらいたい。

(全ての事業について)

- 事業番号25-1及び25-4の2つの事業については各委員が不合格点を付した項目に着目して各委員から意見をいただいたが、他の事業についても意見があれば願います。
- ミニバスケットボールとハンドボールを活用した事業と高齢者向けの事業が2つ提案されていたが、似たような事業が2つ以上提案された場合、両方とも採択することはできるのか。
- 高齢化社会において福祉系の分野はニーズが高いと思うので、2つの事業の中身が採択すべき事業であれば採択してもよいのではないか。
- 事業番号25-6の予算の中で人件費が6割以上になっているが、よいのか。
- 事業番号25-6の人件費は謝礼等も含まれているのではないか。

- 団体と調整し、科目変更や内容の確認をしたいと思う。
- 協働事業を継続して実施している団体は事業の成果等を記入する欄を提案書類に設けてもらいたい。
- 今年度は記入欄がないが、二次審査の際に事業の成果等を発表してもらおう伝える。
- 事業番号25-8は団体育成型で申請しており、将来的には協働事業型による事業を実施していくことになると思うが、この事業は種を蒔いたり、花を育てる際に子ども達が携わる事業なのか。将来的に協働型事業に発展していくのか疑問である。毎年同じことを繰り返して事業を実施するのであれば、採用する必要はないのではないか。
- 花が咲いた後のメンテナンスができていないことや、授業の中で事業を実施しているので子ども達も授業だから仕方なくやっているような感じを受けることから、今までも継続性に関しては疑問視されている。
- 事業番号25-8の収支決算書については領収書の添付を義務付けているのか。
- 必ずしも領収書の添付を求めているが、疑義等が生じた際に速やかに領収書を提出できるよう指導はしている。
- 事業番号25-8の収支決算書に会員の勉強会の経費が計上されているが、教える立場なのに勉強会の経費があるのはおかしい。
- 団体育成型であるので、悩ましいところである。今までに申請内容を変更して採択したケースはあるか。
- 昨年に採択した中にはギネス認定費用分を減額することを採択する条件としたケースはあるので、申請内容を変更することを条件として採択することは可能である。
- 第二次審査の際に予算の算出根拠をきちんと確認し、減額できるところは減額した方がよい。
- 8団体が全て採択された場合は、団体に対して補助金交付手続き等の説明会は開催するのか。
- 協働所管課が団体に対して個々に説明している。
- 見積り徴収する際に数社に見積らなければいけないなどの規定はあるのか。
- 補助金等交付規則にはない。
- 補助金等交付規則には領収書の添付を規定されていないのか。
- 国や都の補助金は領収書の添付など非常に厳しい。
- 補助金等交付規則には領収書等の添付が明確に規定されていない。また、補助額の確定に当たっては、交付決定した内容等に適合するかどうか調査することができるとなっているので、必要に応じて領収書の提出等は求める事ができる。
- 人件費について時間単価いくらなどの細かい規定はないのか。
- 協働事業提案制度募集要項では補助対象経費の6割以内としている。
- 協働事業提案制度募集要項をもっときちんと作った方がよい。
- 一次審査については全ての提案事業を第二次審査を実施する提案事業として選定するということがよい。

-異議なし-

議題3 その他

- 第4回会議は10月3日(木)、第5回会議は10月7日(月)、

	第6回会議は10月24日（木）に開催し、開催場所については後日各委員に通知する。
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者：_____0人
	()	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)

庶務担当課	生活環境部 協働推進課 (内線： 242)
-------	------------------------

(日本工業規格A列4番)